

身近にこんなトラブルが!

# かながわ消費生活 注意・警戒情報

## 心当たりのない英文のメールが送られてきた!

- 不審なメールは無視して削除 -

スマートフォンでタイトル・本文ともに英文のメールを受信した。宛名欄には自分のメールアドレスが記載され、翻訳サイトで文面を簡易翻訳したところ、海外事業者から商品を購入した代金が未払いになっているので、取引内容を添付ファイルで確認するように記載されていた。身に覚えがない。どう対処したらよいか。

### ここに注意!

相談が増加中!

- ・「内容不明のファイルが添付されている」
- ・「メール本文に URL が記載されている」



といった、心当たりのない英文のメールに関する相談が増えています。

### そんなときには・・・

無視して削除するのが一番!

- ・こうしたメールは、不特定多数の人に一齐に送信されているもので、記載されている内容は根拠のないものです。また、宛名としてあなたのメールアドレスが記載されていても、メールの送信者は、あなた個人の特定はできていません。
- ・添付ファイルを開いたり、URL をクリックするとウイルス感染の危険性があります。心当たりのない不審なメールは、無視して削除するのが一番です。

心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし

イ ヤ ヤ!  
1 8 8

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 石油ストーブに灯油が残っていませんか？

## 灯油の取り扱い状況について再点検を！



風薫る5月となり、既に石油ストーブを仕舞われた方が多いと思われます。

石油ストーブに不可欠な灯油は、保管状況が悪いと変質するとされており、変質した灯油を使用することによる事故も発生しています。

事故を防止するためにも、以下の点に注意しながら、再点検をしましょう。

- 変質した灯油は、色の変化による判別が難しいため、無色であっても夏を越した灯油など保管期間の長い灯油は変質している可能性があります。事故を防止する観点から、次のシーズンに持ち越さずに灯油は使い切ることが一番安全です。 使い切れずに廃棄する場合、お近くのガソリンスタンドや灯油販売店等にご相談ください。
- やむを得ず、灯油を保管する場合、日光の影響を避けるためになるべく色の濃い保管容器に入れて、暗所に保管してください。 また、空気の影響が少なくなるように容器の蓋をしっかりと締めてください。

## 金融詐欺にご注意！！ (財務省関東財務局からのお知らせ)

金融詐欺による被害が多発しています。不審に思ったら財務省関東財務局窓口へご相談を。

### 騙されないで！危ない投資勧誘！

高齢者を中心に、未公開株やファンド等の詐欺的な投資勧誘による被害が多発しています。もうけ話を安易に信じず、よくわからない商品(未公開株など)には手を出さないことが重要です。

### 「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！

インターネット有料サイトの利用料金未納などを騙った架空請求やサクラサイト等、詐欺行為の支払手段として電子マネー(プリペイドカード等)を悪用した詐欺の被害が急増しています。身に覚えのない請求等に返信・連絡をしないで下さい。

相談窓口：財務省 関東財務局 横浜財務事務所 理財課 045-285-0981

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局暮らし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ  
(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506